

ラオス人と結婚した外国人に対する配偶者ビザ発給開始

【ポイント】

- ラオス政府は、ラオス人と結婚した外国人に対して、配偶者ビザ及び滞在許可証の発給を開始しました。
- 詳細は、ラオス外務省領事局第4課（査証・外国人課）へ確認してください。

【本文】

1 在ラオス日本大使館はこれまで、ラオス政府に対し、ラオス人と結婚した日本人がラオスで安定した生活をおくれるように、配偶者ビザの早期発給開始を要請してきました。このたび、ラオス外務省領事局は、ラオス人と結婚した外国人に対する配偶者ビザ(SP-B3)の発給を本年8月から開始したことを、当館に対して明言しました。また、これに対応する滞在許可証（滞在期間1年間）も、ラオス入管局から発行されるようになったとのことです。

2 ラオス人の配偶者ビザ(SP-B3)の申請は、ラオス外務省領事局第4課（査証・外国人課）で行えるほか、ラオス国外にあるラオス大使館でも受付けているとのことです。申請に必要な書類は、婚姻証明書及び旅券（原本及び写し1通）、発給手数料は30米ドルとのことです。申請前にご自身で確認されることをお勧めします【下記補足ご参照】。

3 本件査証申請についてのご質問は、ラオス外務省領事局第4課課長スーリサク氏まで直接お問い合わせください（電話番号：020-5509-4769、英語対応可能）。

【補足】その後、領事局第4課長より、ラオス国内で手続きする方法について、以下のとおり詳しい説明がありました（なお、ラオス国籍を持たないラオス人の実子についてもSP-B3ビザの取得が可能。その場合は、「婚姻証明書」を「出生証明書」と読み替える。）。

- ① まず、配偶者であるラオス人が村長の所へ行き、SP-B3ビザを申請するための願書（村長の押印がある文書）を発行してもらう。
- ② 外国人配偶者（ラオス人と結婚した日本人）は、外務省領事局第4課において、SP-B3ビザの申請を行う。

必要書類は、

- ・ 婚姻証明書写し（ラオス当局以外が発行した証明書の場合には、ラオス語訳及び発出国外務省の認証とラオス法務省の認証が必要）
- ・ 申請者の旅券写し
- ・ 配偶者であるラオス人の身分証明書写し
- ・ 村長発行の願書

- ③ ラオス外務省領事局から SP-B3 ビザを取得するための許可証が発行される。
- ④ 上記許可証を持っていったんラオスから出国し、再度入国する際に同許可証を提示すると、SP-B3 ビザ（シングル・滞在期間 30 日）が付与される。
- ⑤ 入国管理局において滞在許可証を申請し、発行を受ける（滞在期間 1 年）
- ⑥ 外務省領事局第 4 課に上記滞在許可証を提示して数次査証を申請すると、SP-B3 ビザ（マルチ・滞在期間 1 年）が付与される。

【問い合わせ先】

在ラオス日本大使館領事班

電話：021-414-400～403

メール：consular@vt.mofa.go.jp